

令和5年度貝塚市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度貝塚市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,025,882千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		1,838,584
	1. 国民健康保険料	1,838,584
2. 一部負担金		2
	1. 一部負担金	2
3. 使用料及び手数料		8
	1. 手数料	8
4. 国庫支出金		460
	1. 国庫補助金	460
5. 府支出金		7,208,605
	1. 府補助金	7,208,605
6. 繰入金		958,378
	1. 他会計繰入金	958,378
7. 繰越金		10,000
	1. 繰越金	10,000
8. 諸収入		9,845
	1. 延滞金加算金及び過料	3,001
	2. 市預金利子	1
	3. 雑入	6,843
歳 入	合 計	10,025,882

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 総務費		181,733
	1. 総務管理費	96,707
	2. 徴収費	84,737
	3. 運営協議会費	289
2. 保険給付費		7,114,016
	1. 療養諸費	6,022,297
	2. 高額療養費	1,032,131
	3. 移送費	600
	4. 出産育児諸費	35,015
	5. 葬祭諸費	8,000
	6. 精神・結核医療給付費	13,813
	7. 傷病手当金	2,160
3. 国民健康保険事業費納付金		2,486,120
	1. 医療給付費分	1,812,261
	2. 後期高齢者支援金等分	495,758
	3. 介護納付金分	178,101
4. 共同事業拠出金		10
	1. 共同事業拠出金	10
5. 保健事業費		79,612
	1. 保健事業費	22,608
	2. 特定健康診査等事業費	57,004
6. 基金積立金		10,000
	1. 基金積立金	10,000
7. 公債費		4,000
	1. 公債費	4,000
8. 諸支出金		120,391
	1. 償還金及び還付加算金	120,391
9. 予備費		30,000
	1. 予備費	30,000
歳 出	合 計	10,025,882